

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 PFOS 又はその塩の項又は PFOA 又はその塩の項に規定する製品で PFOS 又はその塩又は PFOA 又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件（案）について

令和 6 年 2 月
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

1. 告示案の概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）第 29 条第 1 項においては、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一種特定化学物質ごとに、第一種特定化学物質等の容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を定め、これを告示することとされている。

本告示案は、同項の規定に基づき表示すべき事項を定めたものである。

2. 改正の内容

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 343 号。以下「改正政令」という。）により、「ペルフルオロ（ヘキサフルオロスルホン酸）（別名 PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が六のものに限る。）又はこれらの塩（以下「PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩」という。）」が、第一種特定化学物質に新たに指定されるとともに、当該 PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤が、化審法第 28 条第 2 項の規定による技術上の基準適合義務に従って取り扱うこととされている製品（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 202 号）原始附則第 3 項）に新たに追加されることに伴い、追加する製品の容器、包装又は送り状に表示すべき事項を定めるため、告示改正を行うものである。

なお、PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に係る表示すべき事項は、PFOS 又はその塩又は PFOA 又はその塩が使用されているものと同じ内容になる。そのため、今回の改正は、告示の名称及び表示すべき事項の改正のみを行うこととする。

3. 根拠法令

化審法第 29 条第 1 項

4. 今後のスケジュール（予定）

告示日：令和6年5月上旬

適用日：令和6年6月1日（改正政令附則ただし書に規定する規定の施行日）

（以上）